

● 現状と課題

小学校では令和2年度、中学校では令和3年度より順次全面实施される新学習指導要領^{※1}では、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業改善を求めています。

市ではこれまで、教職員の指導力向上を図るため、市内小中学校の中から「学力向上推進モデル校」を指定し、指導方法等を研究しています。

また、各学校でも実態に応じて学力向上に向けた取り組みを行っています。

しかしながら、平成31年度全国学力・学習状況調査^{※2}では、白井市の小・中学校の国語・算数（数学）において、平均正答率が全国平均を僅かに下回る結果となりました。

学力の向上は今後も継続した取り組みが必要ですが、学習指導要領や県から示されている「生きる力」を総合的に育むことが課題となります。そうしたことから令和2年度からは、なしビジョン^{※3}にある「未来を生き抜く力」の基礎となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3つのテーマの中から研究を進め児童生徒の学力向上を推進していきます。

- 改訂される学習指導要領を円滑に実施するため、教職員の研修の機会を増やす必要があります。
- 研究推進モデル校での実践研究の成果を市内各学校へ発信し、研究成果を広めていく必要があります。
- 学習意欲の向上を中心とした学力向上に向け、今まで以上に児童生徒の実態を把握し、市としての課題を明確にし、授業改善に取り組む必要があります。

※1 文部科学省が告示する教育課程の基準。令和2年度より小学校、令和3年度より中学校で全面实施。

※2 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から平成19年度より実施。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係るその後の状況及び学校教育への影響等を考慮し、実施していない。

※3 市内小中学校教職員の共通取組事項として定めたもの。7つの取り組み・4つの育みからなる。

施策 I - 1

個に応じたきめ細かな指導・支援の充実

● 現状と課題

少子高齢化やグローバル化が急速に進展する中、学校教育に託された期待は、ますます高くなっています。新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教育上の課題に的確に対応し、教職員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより、質の高い教育を実現するためには、より適切な教育環境を整備することが大事となります。

現在、学力を知識の量で捉えるのではなく、質的な充実をいかに図るかが問われています。物質的に豊かな環境の中で育った子どもの生活体験は年々乏しくなる傾向にあり、子どもの個々の興味・関心、知識や技能の習熟の差が大きくなってきています。このような状況の中で、学校が担う「確かな学力」を身につけるためには、個々の特性や生活経験等を十分把握したうえで、一人ひとりに応じたきめ細かな指導をすることが求められています。

教育委員会では、一人ひとりに向き合いながら、学習の基礎・基本の定着を図り、さらに学級で配慮が必要な児童生徒の支援を行うために、市内小中学校全校に40名程度の学校補助教員を配置しています。

- 支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、各学校の実態や要望に沿った人材を確保する必要があります。
- 日本語を母語としない児童生徒や多様な障がいを抱えている児童生徒等については、複数教員による指導など、他の教職員の支援体制が必要となります。
- 確保が困難な看護師については、関係機関との連携を強化する必要があります。

施策 I-1

外国語によるコミュニケーション活動の充実

● 現状と課題

平成29年告示の中学校学習指導要領外国語編で「簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力」を育成することが示されています。

白井市では、児童生徒の外国語への興味・関心を高め、外国語を活用したコミュニケーション能力を育成するため、外国語教育において、小学校で、外国語の全授業にALT^{※1}（外国語指導助手）を配置しています。また、中学校では、ALTの配置とあわせ、生徒が場に応じた表現を英語で運用できる力の育成を目指し、統合的な活動を取り入れた授業改善を進めています。

ALTが授業以外の教育活動に参加することで、児童生徒がALTと授業外でも関わりあうことができ、英語を主体的に使う場面が増え、楽しみながらコミュニケーションを図る機会の充実を目指しています。

他にも、教育委員会の共有サーバーに外国語教育に関する資料の掲載や、小学校、中学校合同で担当者会議を開催し情報交換を行い教職員の資質向上に取り組んでいます。

- 児童生徒が英語を使い、体験的な学びを積み重ねられるよう、今後もALTを活用した授業の質の向上が重要です。
- 児童生徒のグローバル社会を生き抜く力の育成を目指し、学習指導要領に基づき、さらなる授業展開の工夫改善を行っていく必要があります。
- 児童生徒がコミュニケーションを活動に主体的に取り組めるよう、ALTとの連携の方法、研修、情報共有等のあり方を検討していく必要があります。

※1 Assistant Language Teacher（アシスタント ランゲージ ティーチャー）の略。日本人教員と協力して語学指導を行う。さらに、外国語の授業以外にも学校行事等の活動に参加し、児童生徒と関わり、生きた英語を提供。

施策 I-2

「考え、議論する道徳」授業の推進

● 現状と課題

道徳教育は、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から子供を取り巻く地域や家庭の変化、深刻ないじめの本質的な問題解決に向け、教科として位置付けられました。

教育委員会では、道徳教育を推進するため、各学校における道徳教育推進教師^{※1}を中心とした、指導体制の充実を図っています。

具体的には「考え、議論する」授業への転換を図るための研修を実施し、道徳教育に関する教職員の指導技術の向上、全教育活動における道徳教育の推進や充実に努め、子ども達の発達の段階に応じた教材やワークシートの活用に取り組んだ授業が増えています。

- 新学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の一層の推進を図る必要があります。
- 指導技術だけでなく、評価についての研修を指導要領や国からの通知文書を参考にして、各学校で今後行う必要があります。
- 地域ぐるみで子ども達の豊かな心を育てるために、家庭・地域との連携を深め地域の教育力を活かした道徳教育を行うことが必要です。

※1 学校の道徳教師の中心的な役割を果たす教師。

施策 I-2

豊かな人間関係を育む学級づくりの推進

● 現状と課題

近年、いじめや不登校など、子どもを取り巻く状況の多様化・潜在化に伴い、学校が担う責務は年々増えています。そうした中で、児童生徒と学級集団の分析はより重大なものとなっています。

学校では、豊かな人間関係を育むために、「ピア・サポート」プログラムを実施したり、教科化された「特別の教科道徳」の授業研修を行っています。

教育委員会では、こうした現状を受け、学級の状態をより客観的にとらえるための手段として、小学校3年生から中学校3年生までを対象とし「Q-U調査」^{※1}を行っています。

調査結果をもとに児童生徒一人一人の理解（学校生活満足群、侵害行為認知群、学校生活不満足群、非承認群のどれに属しているかなど）と学級集団の状態を分析し、その後の指導に役立てています。

○教員がQ-Uの分析結果を、より有効に活用するための指導や研修が必要です。

○Q-Uの実施・活用が教職員の負担にならないよう、件数の持ち方など、工夫が求められています。

※1 Questionnaire-Utilities（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の略。

子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができる。

施策 I-2

いじめ防止対策の推進

● 現状と課題

教育委員会では、「白井市いじめ防止基本方針」^{※1}に基づき、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識を持ち、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われることがないよう小中学校で様々な取り組みを行っています。

具体的には、各学校において、日頃から児童生徒の理解に努め、定期的な教育相談やアンケート等の実施により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、ひとつひとつの事案に対して組織として対応をしています。

また、いじめに係る様々な問題に対峙できるよう、幅広い知見を有する専門家を委員とした「白井市いじめ対策調査会」^{※2}を設置し、いじめ防止等の対策に関して調査審議等を行っています。

- いじめは、受けた傷が外から見えにくいことが多いため、未然防止と早期発見に工夫した取り組みが必要です。
- 近年では、インターネットを通じていじめが行われ、さらに表に出にくいケースが増えているため、関係機関との協力体制の充実と学校、地域、家庭との連携を強化していく必要があります。

※1 国や地方自治体、学校がいじめ防止に取り組む責務を定めた「いじめ防止対策推進法」が平成25年に施行され、市では、それまで取り組んできたいじめ対策を再検討し、いじめ防止等のための対策に対する基本的な方針を明確にしたもの。

※2 学識経験者1名、臨床心理士2名、医師1名、弁護士1名の5名で構成され、市のいじめ防止等に関する事項について調査審議を年1回行っている。また、万一いじめ重大事態が発生した場合には、この調査会が審議を行う組織となる。

施策 I-3

体力向上を図る取り組みの推進

● 現状と課題

市の児童生徒は、体育の学習や体育的行事に積極的に取り組み、運動部活動に参加する児童割合が多い状況です。千葉県や印旛郡の各大会では、多数の児童生徒が優秀な成績を収めています。

一方で、運動する子どもとしない子どもの二極化が課題となっています。千葉県体力・運動能力調査^{※1}の結果から、県の平均値に比べ、小学校では男女ともに走力及び投力、中学校では男女ともに瞬発力及び投力が低い状態にあります。児童生徒の体力状態を把握し、分析することにより体育授業の改善や体力向上に向けた施策の展開が重要です。

また、食生活をはじめ生活習慣に課題のある児童生徒が増加しています。家庭と連携しながら、健やかな体を育てていくことが体力向上につながります。

- 児童生徒の関心・意欲や経験・技能に応じた体育授業のあり方を検討していく必要があります。
- 体力を高める運動を意図的に取り入れる学習課程の工夫が求められます。
- 社会の変化に伴う新しい健康問題に対応した学習を通し、食や生活と体力向上を関連付けた教育が必要です。

※1 千葉県下全公立小・中・高等学校（全日制）のすべての児童生徒を対象に、8種目の体力・運動能力を測定する調査。

施策 I-3

学校保健・学校安全の推進

● 現状と課題

教育委員会では、生涯にわたって健康な生活の基礎を培うよう児童生徒の健康診断を実施し、その結果を基に、生活習慣を振り返り、健康の大切さを認識させるとともに、発達段階に応じ生活でも健康を意識できるよう保健学習プリント^{※1}による取り組みも行っています。

また発育・発達途上にある児童生徒の健康的な環境を保障するため、学校環境衛生の管理に努め、児童生徒にも環境衛生への関心を高める指導を行っています。

安全対策については、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、定期的に学校施設・設備の安全点検を行い、学校安全計画に基づき、児童生徒の防災意識の向上、交通安全教育、防犯教育にも取り組んでいます。

その他、学習指導要領に基づき、生活習慣病、喫煙、飲酒、薬物乱用など健康に害を及ぼす問題についても指導を行っています。

- 家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、健康教育が実践されるよう指導することが求められています。
- 児童生徒が自らの判断で行動し安全確保できるよう、今後も安全教育の充実を図る必要があります。
- 児童生徒の多様な健康課題に応じた指導や支援を行えるよう、教職員研修を計画的に実施し、学校での共通理解を図る必要があります。
- 様々な感染症を児童生徒が正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を計画的に行う必要があります。

※1 毎月、市内全児童生徒が共通の保健学習プリントに取り組んでいる。毎日の生活で意識できるよう、その月にあった課題で、学年の発達段階に応じて内容を変えている。

● 現状と課題

近年、子どもたちの体力低下や生活習慣の乱れが指摘されています。そうした中、子どもたちの健康教育は欠かせないものとなっています。その中でも食育は、子どもたちの体づくりのもとになる教育です。

教育委員会では、学校給食の提供において、衛生管理の徹底、食物アレルギー※¹対応などへの配慮、市で栽培された食材を献立で使用する「地産地消」への取り組みを行っています。

また、栄養士による食育授業や給食訪問を通して食事のあり方や食事内容の過不足による弊害など、食生活についての指導を行い、子どもたちが自分の食生活を振り返る機会とし将来に向けての心身の健康づくりにつながるような食育指導を推進しています。

さらに家庭への食育指導として、毎月発行される「給食だより」の中で食育に関する記事を掲載し、啓発を行っています。

- バランスのよい食事の重要性についての知識はあっても、自身の食生活が実践につながっていない子どもに対して、家庭での協力が得られるよう引き続き学校からの便りや給食試食会などの機会を通じ啓発していく必要があります。
- 家庭環境から孤食となる子どもたちも多くなっていることから、家族間の食を通じたコミュニケーションの大切さを伝えていく必要があります。

※1 鶏卵や牛乳などが原因で、体にさまざまな症状を起こすもの。給食センターでは、これらの除去食を作ることで、アナフラキシーショック等の防止に努めている。

● 現状と課題

特別支援教育とは、障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。小学校、中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍するすべての学校において実施されるものです。

特別な支援を必要とする児童生徒が増えている中、相談内容も多様化・複雑化し、様々なニーズに対応することが求められています。

教育委員会では、児童生徒一人一人の障がいの状況に応じて、個別の指導計画に基づいた教育を行うため、個別支援学級をすべての小中学校に設置し、また話し方・発音などに課題がある児童のために、言語通級指導教室を小学校 2 校に設置している他、個別支援学級介助員を小中学校全体に 24 名配置し、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育環境の整備に努めています。

また、特別支援教育における就学相談及び個別支援の充実を図るため、医師などで構成する教育支援委員会の開催や、専門性の高い巡回相談員が学校に訪問し、指導や助言を行っています。

○特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中、全ての教員が特別支援教育に関する知識や専門性の向上を求められています。

○保育園、幼稚園、福祉部局や関係機関などと連携し、教育的支援を必要としている児童生徒の早期発見・早期支援が求められています。

● 現状と課題

学習指導要領の改訂に伴い、児童生徒に求める資質・能力を身につけるため、社会に開かれた教育課程の実現が求められている中、教育活動を支える人的・物的資源を有効活用することが重要です。

小学校では、多文化社会に向けた友好活動、白井の郷土料理や伝統文化の継承、音楽活動の充実による学校の活性化など各校の実態に合わせた特色ある取り組みをしています。

中学校では、将来の進路を見据え、キャリア教育^{※1}の一環として地域人材を活用し、様々な職業の方々からその職業に就くために必要な資格や能力・資質、やりがいや苦勞する点などを聞き、生徒自身の将来の夢へとつなげています。

白井市では、生涯学習課所管事業として、中学2年生を対象に立春式^{※2}事業を行っています。また、市内にある事業所の協力を得てさまざまな職業体験学習を実施しており、立春式の中で職業体験学習の発表も行われています。

○現在、活用されている地域人材が特定の個人に限定され、持続可能な体制でないことから、地域人材の掘り起こしや教育活動における体制づくりの検討が必要です。

※1 社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

※2 「自覚」「立志」「健康」を目標に昭和39年度に白井中学校で実施され、現在も行われている行事。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、実施していない。

施策 I-5

不登校の児童生徒への支援の充実

● 現状と課題

全国的に不登校児童生徒が増加傾向にあり、市でもここ数年増加傾向にあります。

不登校になる要因は様々ですが、各家庭の状況も複雑な場合が多く、その解消が難しいケースが増えています。

教育委員会では、学校と連携して、不登校児童生徒一人ひとりの状況と要因を的確に把握し、早期に、丁寧に、その要因を解消することができるよう指導助言を行っています。また、ケースにより、県のスクールソーシャルワーカー^{※1}や訪問相談担当教員、市の教育相談員、適応指導教室^{※2}の指導員等が連携し合える体制を整備し、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、自分の可能性を伸ばす社会的自立への支援を行っています。

○不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、情報の共有、学校、市の適応指導教室や家庭児童相談室、医療機関などとの連携強化を図り相談体制を確立していく必要があります。

○不登校児童生徒の保護者自身が子育てに対する自信を失っていたり、保護者自身に不登校となった児童生徒への支援に関する情報がなく、対応が遅れる場合もあるため、訪問型支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整える必要があります。

※1 いじめや不登校等の課題解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに関係機関との連携調整を図る専門職。

※2 白井市には適応指導教室として「ヤングハートしろい」がある。

● 現状と課題

全国的に不登校児童生徒が増加傾向にあり、市でもここ数年同様の傾向にあります。また子ども達に関する悩みは、個々の事業により様々です。

教育相談においても、不登校に関するものが最も多く、次いで発達障害^{※1}、集団不^{※2}適応に関する相談が多く、相談者の多くは保護者（母親）ですが、児童生徒本人が直接相談に来るケースもあります。

教育委員会では、経験豊かな相談員が様々な事情を抱える児童生徒及びその保護者に対し、適切な支援や助言を行う教育相談事業を実施し、児童生徒が成長する過程で生じる様々な問題の解決を支援しています。

- 相談内容が多岐にわたることから、一人ひとりに適切な指導や支援を行えるよう、経験豊富で専門性の高い教育相談員の確保・育成を図る必要があります。
- 学校、市の適応指導教室、家庭児童相談室及び医療機関など教育相談に関わる機関が、児童生徒の状況を共有し、相互に連携するなどし、多方面から児童生徒を支援できる相談体制を確立していく必要があります。

※1 生まれつき脳の発達に生涯があることの総称。幼児のうちから症状が現れてくるものがほとんどで、対人関係やコミュニケーションに問題を抱えたり、落ち着きがなかったりと、人によって症状は様々である。自閉症、アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などに分類される。

※2 発達障害児は、その発達特性により、学校や集団で不^{※2}適応を起こしやすく、教室に入れない、活動に参加できない、学級になじめない、友人とのトラブル、孤立・無気力等の問題。

施策 I-5

グローバル社会で活躍できる人材の育成

● 現状と課題

I C T環境の大きな発展や2021年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会により、児童生徒を取り囲む環境の中でグローバル化はさらに加速しています。

白井市では、これからの社会で活躍できる人材の育成を進める取り組みの一環として、中学生の青少年国際交流事業を行っています。平成4年度からオーストラリアのキャンパスピ市（友好都市）にあるカヤブラム校と、平成6年度からは同国のブリンバンク市にあるキーロー校も加え、生徒間交流を行ってきました。また、令和元年度からは、時間と内容の充実を図るため、派遣と受入れを毎年交互に実施するよう変更しました。

派遣された生徒が様々な経験を通し、成長することはもちろんのこと、研修内容を全校集会や立春式などを通し報告会をすることで、他の生徒も国際交流に関わることができます。事業効果を広く波及させることや、この事業がきっかけとなり、国際交流の担い手として、さらにコミュニケーション能力や主体性、使命感、協調性、多様性を受け入れる心、郷土愛等を兼ね備えたグローバル社会で活躍できる人材育成を進めています。

○市及びオーストラリアのカヤブラム校、キーロー校ともに、ホストファミリー^{※1}と事業運営のための人員確保をする必要があります。

○派遣に参加しない児童生徒がさらに国際交流に関わることができるようI C T等の活用^{※2}を検討する必要があります。

※1 ホームステイを受け入れる家庭や家族のこと。

※2 コミュニケーションツール等の活用による他地域、海外との交流学习や海外の Web ページの活用、音声や動画による教材の活用等、様々な活用方法が期待されている。

施策 I-5

日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

● 現状と課題

外国人児童生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導を必要とする児童生徒も増えています。外国人児童生徒に対しても、通常の教育課程により日本人の児童生徒と同様の教育が行われており、学校生活への適応を図るとともに、日本語の習得や教科学習などの取り組みが行われています。

外国人児童生徒を支援するために、日本語指導教員を配置し、通訳等を行いながら学校生活を支援しています。

令和元年度は、小中学校6校に4名、令和2年度には、小中学校7校に6名の日本語指導教員を配置しました。

- 外国人児童生徒の在籍国が様々となっており、母語が話せる指導員を確保することが難しい状況です。
- 各学校が、日本語指導が必要な児童生徒の状況等について、教職員全体で共通理解を図り、指導体制を構築することが必要です。

施策 I - 6

授業等での ICT 化・オンライン化の推進

● 現状と課題

近年、急速な情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、児童生徒の情報活用能力^{※1}育成の必要性がますます高まっています。

また、令和 2 年には新型コロナウイルスの拡大感染に伴い、市内全ての小学校・中学校は長期間の休校を余儀なくされ、その間の「学びの保障」の確保が困難となりました。

教育委員会では、GIGA スクール構想^{※2}実現のため、令和 2 年度にすべての児童・生徒に一人一台のタブレットを配布するとともに、高速通信環境などを整備し、ICT を活用した教育の充実や家庭においても継続して学べるよう環境を整えたところです。

これにより、児童生徒の情報活用能力の育成や ICT を効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現、教職員の情報共有によるよりきめ細かな指導の実践が期待できます。

また、新学習指導要領において必修となったプログラミング教育^{※3}については、ICT^{※4}支援員を活用し先行して取り組んでいます。

- 教育の情報化に向けて、整備した端末やソフトを効果的に活用することができるよう、教員のスキルアップが求められています。
- ICT を利活用する中で、トラブルを避けるためにも情報モラル教育を推進することが求められます。
- 授業における ICT 活用による児童生徒の健康面への影響を考慮し、姿勢に関する指導や長時間連続して使用しないことなど、保護者と連携して取り組む必要があります。

※1 コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むもの

※2 児童生徒に 1 人 1 台の学習端末と高速ネットワーク環境などを整備する計画。

※3 プログラミングを行う際に必要となる論理的思考力を育てるため令和 2 年度から必修化された。

※4 Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。

施策 I - 6

教職員校務の I C T 化の推進

● 現状と課題

教育委員会では、各小学校に教職員用の統合型校務支援システムが整備されています。

この統合型校務支援システムでは、学籍管理として児童生徒を一元管理し、出席簿による出欠席管理や転出入・進学処理が行えます。また成績管理として観点別の評価・評定の入力を基に通知表や指導要録等が完全電子化で作成・保存することができます。グループウェアとして、教育委員会や市内の各学校間でも連絡可能な連絡掲示板や個人連絡、任意の議題を設定して意見交換や集約ができる会議室など学校事務の効率化を図るとともに、教育委員会や各学校が相互にネットワークで繋げることができ、情報伝達や情報共有が容易にでき、更なる業務負担の軽減につながっています。

○個人情報を取り扱う校務システムであることから安全なシステム環境の整備が必要です。

また、使いやすさなども求められています。

○初任者や転入教職員を中心とした使用方法の説明や研修を行う必要があります。

● 現状と課題

新学習指導要領では、生きる力の育成として言語活動の充実が示されていますが、言語活動の充実には、読書教育は欠かせないものです。

教育委員会では、市内の小中学校に読書活動補助教員を配置し、児童生徒が読書に親しみやすい図書室の環境づくりや図書の貸し出し、様々な子供のニーズに合わせた選書や蔵書点検など、図書室の整備を行っています。

また、教科の中で図書を活用した授業を行っています。

その成果もあり、全国学力・学習状況調査の「読書について」の調査結果から、白井市の子どもたちは、「読書好きである」ということが分かります。

今後も市立図書館との連携を図り、学習等で必要な本の借り入れを行っているほか、図書ボランティアによる「読み聞かせ」「朝の読書」などを通し、読書の習慣化に努めていきます。

○中学生に比べ、小学生の読書習慣のない児童がやや多く見受けられることから、図書の整備を推進する必要があります。

○読書を取り入れた授業について、職員の研修なども含め推進していく必要があります。

● 現状と課題

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、急速に変化し、ますます将来の予測が困難な時代となっています。

平成29年度には、学力だけではなく資質・能力を求める時代に対応した新学習指導要領が示され、ICT教育の充実や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた更なる授業改革を推進することとなりました。

また、昨今は経験豊富な教員が大量に退職し、毎年、多くの新規職員が採用されています。

このような中、子どもたち一人ひとりの力を引き出し健やかな心身を育むため、子ども一人ひとりに向き合い、子どもたちや保護者、地域住民から信頼される人間性豊かな教職員の育成が求められています。

○若年層教員を中心に、主体的・対話的で深い学びを促す学習指導、保護者・地域と連携する学級づくりや生徒指導に関する研修の充実を図る必要があります。

○ICT機器を授業に活用できる教職員の育成が急務です。

県教育委員会主催の主な研修 (経験年数に応じて受講)	市教育委員会主催の主な研修 ^{※1} (教育の動向や課題に応じた内容で開催)
初任者研修 2年目研修 フォローアップ研修(3年目) 中堅教諭等資質向上研修(10年目) 専門研修(30年目)	学習指導要領の改定に伴う授業や評価の見直し 若年層を対象にした授業や生徒指導に関わる研修 特別支援教育、外国語教育、道徳教育、ICT活用 退職を迎える校長による講話 指導主事による学校訪問での授業研修

※1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、実施していない。

● 現状と課題

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教職員に求められる業務や役割も大きくなったことから、近年では教職員の長時間労働が社会問題となり、学校においても働き方改革が求められています。

学校における働き方改革の目的は、教職員が心身ともに健康に保つことができる環境を整え、児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒の成長に合わせた、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにすることです。

教職員の働き方改革を進めるためには、「業務改善の推進」「部活動の負担軽減」「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制」「学校を支援する人材の確保」「学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進」など、総合的な取り組みを行う必要があります。

教育委員会では、これらの取り組みを進める他、時間外電話応答装置の導入や夏季休業や冬季休業期間における学校閉庁日の実施など、教職員の負担軽減に努めているところです。

- 教職員一人ひとりが勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行う「働き方」への意識改革が求められています。
- 教員の部活動指導に係る負担軽減のため、「白井市小中学校部活動ガイドライン」に則り、部活動数や活動場所、大会参加の有無など、各校の事情に応じた「学校の部活動に係る活動方針」を策定する必要があります。
- 学校行事の準備や会議、校務分掌に位置付けられた事務、学校に寄せられる意見や要望への対応など、時間外の対応とならざるを得ないものが多いことから、業務負担の軽減のため、会議の見直しや効率的な運営などを図る必要があります。

● 現状と課題

新学習指導要領で示されている「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校は、地域との連携・協働を一層進めていくことが重要です。

地域人材活用事業^{※1}により地域の実情や特性を活かした学校づくりを実施することで、地域への愛着や地域の担い手として自覚が生まれ、子どもたちの豊かな心の育成につながっています。

また、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するため、保護者や地域への学校行事など教育活動の場の公開、「学校を核とした県内1000箇所ミニ集会^{※2}」の開催、「学校だより」や「ホームページ」を活用し、情報提供を行うなど「開かれた学校づくり」の一層の推進に努めています。

さらに、コミュニティ・スクール^{※3}の設置に向けた調査・研究を行うことや、モデル校の設置について検討していきます。

- 大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策など一層進めていく必要があります。
- 地域社会に開かれた学校づくりを推進するため、学校を核とした地域との連携を強化し、地域全体で子どもたちを育てていく体制づくりが必要です。
- 「学校だより」や「ホームページ」など、より一層の内容の精選やタイムリーな更新に努め、情報発信を行っていく必要があります。

※1 各学校が、地域の人材と教育力を生かして、創意工夫を凝らした特色ある教育を展開する事業。

※2 県内全公立学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について本音で語り合う集会。

※3 学校と保護者、地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域とともにある学校づくりが可能になる仕組み。

● 現状と課題

白井市教育大綱の基本目標で定める「未来を生き抜く力」を育むためには、これからの小・中学校はさらなる円滑な接続を図り、義務教育 9 年間を通じて児童生徒の学びの連続性を保証することにより、一貫した教育の充実を図る必要があります。

教育委員会では、小学校から中学校への生活面、学習面の接続が円滑に行えるよう、中学校教員による小学 6 年生を対象とした授業の実施、小中学校の教員合同による研修会や担当者会議など、さまざまな分野で情報交換し、共有することにより連携を図っています。

また、義務教育学校^{※1} 及び小中一貫型小学校・中学校^{※2} に関する調査・研究を進めます。

さらに、校務支援システム^{※3} や教育委員会のホームページを活用し、市内の各校の取り組みを共有できる環境づくりを進めています。

○小学校、中学校それぞれの授業や児童生徒の取り組みを参観する機会を設けることにより、教職員の交流を増やし、より良い連携を推進していくための職場環境づくりが必要です。

○担当者だけでなく、中学校区内で学校、家庭、地域が連携し、義務教育の 9 年間をもって子どもたちの成長を見守る体制づくりが必要です。

※ 1 小学校の課程から中学校の課程までの 9 年間を一貫して行う学校。

※ 2 すでにある小学校と中学校を組み合わせ一貫教育を行う学校。

※ 3 「施策 I - 6 教職員校務の ICT 化の推進」に記載のとおり。

施策 I-10 安全・安心な教育環境の確保

● 現状と課題

教育委員会では、平成15年から建築物の耐震化と併せ大規模改修工事^{※1}を行い、現在では14校の内10校で大規模改修工事を実施するとともに、平成31年度には全ての普通教室にエアコンを設置するなど、安全で快適な学校施設となるよう整備してきました。

また、児童生徒の登下校時や学校生活での安全確保については、教育委員会や学校の他、市長部局や警察、PTAなどと連携し、通学路の合同点検を実施するとともに、保護者や学校ボランティアなどの見守り活動、警備会社の指導のもと不審者対応訓練など、取り組んでいます。

○大規模改修工事が終了していない4校については、老朽化の進展により大規模改修工事の時期となっています。

○新型コロナウイルスの影響により夏期休業が短縮されるなど、特別教室へのエアコン設置についてはますます求められています。また、学校生活に必須の机・椅子なども更新の時期を迎えており、効率的に整備し、安全で快適な学校施設とする必要があります。

○通学時の安全確保や不審者対策など、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、不断の取り組みが求められています。

※1 建築後35年を目途に校舎や体育館の屋根、外壁、給排水設備等の改修のほかエレベーター設置など機能回復や向上を図る工事であり、今後は七次台中、池の上小、桜台小・中学校を実施する予定。